

様式第1号(第3条関係)

下野市入札適正化委員会議事概要
(令和3年度 第1回)

開催日及び場所	令和3年6月17日(木) 午後1時30分から 下野市役所 301会議室		
委員	委員長：阪田 和哉 (宇都宮大学地域デザイン科学部 准教授) 委員：鈴木 洋平 (弁護士) 高橋 紀夫 (白鷗大学法学部 教授) 鎌形 俊之 (公認会計士) (委員4名中 出席委員4名)		
審議対象期間	令和2年10月1日 ~ 令和3年3月31日		
抽出案件	5件	対象期間内総件数	76件
一般競争入札	4件	一般競争入札	51件
指名競争入札	0件	指名競争入札	22件
随意契約	1件	随意契約	4件
<p>○議事等の概要</p> <p>(1) 入札及び契約状況について 事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況について報告しました。 また指名停止状況及び談合情報対応状況について報告しました。</p> <p>(2) 抽出事案の審議 鎌形委員から、抽出事案を選定した際の理由について報告がありました。</p> <p>1 「下野市旧国分寺西小学校改修工事 (建築工事)」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事箇所：下野市川中子地内 ・ 社会福祉課発注 (一般競争入札) ・ 入札参加者が少なく落札率が高いため。 <p>2 「市道8254号線外道路築造工事 分割2号」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事箇所：下野市仁良川地内 ・ 区画整理課発注 (一般競争入札) ・ 分割発注であること。 			

3 「令和2年度水道事業南河内第12水源導水管布設工事第19工区」について

- ・ 工事箇所：下野市町田地内
- ・ 水道課発注（一般競争入札）
- ・ 最低制限価格未満のための失格者が3者いるため。

4 「農地耕作条件改善事業農道整備工事（仁良川5工区）」について

- ・ 工事箇所：下野市仁良川地内
- ・ 農政課発注（一般競争入札）
- ・ 入札参加者が少ないため。

5 「石橋体育センター防球ネット・暗幕改修工事」について

- ・ 工事箇所：下野市大松山地内
- ・ スポーツ振興課発注（随意契約）
- ・ 随意契約の理由を確認するため。

□ 審議結果について

いずれの審議案件とも、明らかに適正を欠いているものはなく、令和2年度下半期について適正に執行されていると認められました。

□ 主な質疑について

【抽出案件1】

○ 委：入札参加者が少なかった理由は分かりますか。

● 事：選定基準により参加資格要件は、建築一式工事のAランク業者となりました。
Aランクの業者は3者で、3者全てが入札に参加しました。

○ 委：Aランクの業者は以前から3者だけですか。

● 事：数年前は5者いましたが、減少して3者になりました。

業者数の減少に伴い、競争性を確保する目的で、令和3・4年度の入札参加資格者名簿から等級区分を無くしました。

また、必要に応じて市外業者も参加できるように、要件も見直しをいたしました。

○ 委：業者数の改善が図られているとの事なので、今後効果を検証しましょう。

【抽出案件2】

○ 委：工事を分割発注する基準はありますか。

● 事：工事の内容、規模により異なるため、明確な基準はなく、方針として受注機会の拡充のために分離分割発注するように努めています。

○ 委：今回の2分割は誰が判断しましたか。

●事：発注担当課です。

参加可能な業者を増やすことや工期の短縮など、工事全体を勘案した結果、2分割したものと思われます。

【抽出案件3】

○委：一般競争入札に低入札価格調査制度を適用する予定はありますか。

●事：総合評価落札方式を採用している入札に適用しており、他の方式への議論は今のところありません。

低入札価格調査は調査などの事務量が膨大で、国や県に比べ職員の少ない市では時間の制約もあり、一般競争入札に適用するのはなかなか難しいです。

○委：最低制限価格未満だった場合、業者に通知しますか。

●事：個別に通知をしないで、結果公表時に最低制限価格も公表します。

【抽出案件4】

○委：仁良川の3、4、5工区と江川8工区は、同日の入札ですか。

●事：はい。全て同日に開札しました。

○委：3工区の落札業者は、5工区で取抜けにならないのですか。

●事：近接工事の取扱いにならないので、取抜けではありません。

○委：3工区と5工区の参加者が少ないのは、他の工区よりも予定価格が低いからですか。

●事：同日開札の土木一式工事で、予定価格の高い工事に参加者が多いことからそのように推測することもできます。工期的に厳しい工事ということもありまして、業者が取捨選択した結果だと思えます。

【抽出案件5】

○委：アリーナ改修工事の施工中に発覚したとのことですが、どういう経緯ですか。

●事：改修工事の施工中に県と競技団体の視察があり、追加工事が必要と指摘されたとのこと。

○委：地方自治法施行令第6号該当というが、競争入札に付することが不利と言えるのでしょうか。

●事：暗幕の改修には、施工中の足場より高く足場を組まないと届かないので、アリーナを施工している業者に依頼し、今ある足場を利用して施工させる方が効率的です。入札にした場合には、現場事務所や養生などの費用も加算されると思えます。

○委：追加工事なので工期の短縮や費用の削減にも繋がるという事ですね。

○委：施工業者のほか2者から見積りを徴取していますが、どのような理由から徴取したのですか。

●事：施工業者の見積りに記載されている価格の妥当性を確認するために徴取したとの

ことです。

【指摘・検討事項について】

- ・業者数が少なくなっている業種がある。競争性を高めるために参加資格要件を見直していくことは良い事と思います。
- ・指名停止などで入札参加可能な業者が更に減少した場合の対応を、改めて検討することも必要になると思います。
- ・最低制限価格制度だけでなく低入札価格調査制度の適用範囲を広げるなどの検討をして頂きたい。
- ・随意契約をする場合の見積書の徴取目的などを、わかり易く整理して頂くとより良くなると思います。